

ID: 95

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	助成の返還		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市重度心身障害者医療費助成条例 第11条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第133号		
<p><b>【基準】</b>                  第11条の規定による。                  (助成の返還)</p> <p>第11条 市長は、対象者の医療に関し、対象者又は保護者が損害賠償を受けたときは、その金額の限度において、この条例に定める助成額の支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 市長は、偽りその他不正行為により、この条例による助成額の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 100

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	利用決定の取消し		
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第40号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (利用決定の取消し)</p> <p>第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 利用決定を受けた地域生活支援サービスを利用する必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(利用者が特定施設に入所することにより他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 正当な理由なしに利用決定に係る調査に応じないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、市長が地域生活支援サービスの利用を不相当と認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	負担金の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市地域生活支援事業に関する条例 第9条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第40号		
<b>【基準】</b>			
<p>第9条の規定による。 (負担金の納付)</p> <p>第9条 第5条第1項の規定による届出をした障害者若しくは障害児の保護者又は利用者(以下「利用者等」という。)は、法第77条第1項第3号、第6号(意思疎通支援を行う者の派遣等に係る部分に限る。)及び第9号の事業並びに第3条第4号の事業に係る地域生活支援サービスを利用したときは、負担金を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の負担金の額は、規則で定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額とする。</p> <p>3 利用者等が同一の月において納付すべき負担金の額の合計額(以下「負担金額」という。)が、別表第1の左欄に掲げる利用者等の区分に応じ、同表の右欄に定める額(第14条及び同表において「負担金上限月額」という。)を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における負担金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 109

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	指定地域生活支援サービス事業者の指定の取消し		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市地域生活支援事業に関する条例施行規則 第48条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年規則第46号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第48条の規定による。                  (指定地域生活支援サービス事業者の指定の取消し)</p> <p>第48条 福祉事務所長は、指定地域生活支援サービス事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定地域生活支援サービス事業者の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地域生活支援サービスを適正に提供することができないと認められるとき。                  (2) 地域生活支援サービスに関し、虚偽の報告等があったと認められるとき。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の規定により指定地域生活支援サービス事業者の指定を取り消したときは、指定地域生活支援サービス事業者指定取消通知書(様式第45号)により当該事業者へ通知するものとする。</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の規定により指定地域生活支援サービス事業者の指定を取り消した場合について準用する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日